

瀬戸市消防本部組織規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月7日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第2号

瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定に基づき、瀬戸市消防本部（以下「消防本部」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時又は緊急の事務の処理）

第2条 消防長は、臨時又は緊急の事務については、次条から第5条までにおいて定めるもののほか、必要な組織を設置し、又は次条から第5条までにおいて当該事務を分掌すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

（課の設置）

第3条 消防本部に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 予防課

（総務課）

第4条 総務課は、消防行政を効率的かつ効果的に遂行するため、次の係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 消防救急係

2 庶務係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 消防職員の任免その他の人事に関する事。
- (2) 消防職員及び消防団員の教養計画に関する事。
- (3) 行政組織及び事務の委任配分に関する事。
- (4) 予算の総括に関する事。
- (5) 規則等の制定又は改廃に関する事。
- (6) 文書取扱い及び文書管理の総括に関する事。
- (7) 公印の取扱いの総括に関する事。
- (8) 消防職員の福利厚生に関する事。
- (9) 消防関係施設の管理に関する事。
- (10) 消防団に関する事。
- (11) 消防職員委員会に関する事。
- (12) 表彰に関する事。
- (13) 他の所管に属さない事項に関する事。
- (14) 消防本部の庶務に関する事。
- (15) 総務課の庶務に関する事。

3 消防救急係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 消防部隊の統制に関する事。
- (2) 消防相互応援に関する事。
- (3) 消防水利の計画及び管理に関する事。
- (4) 消防計画に関する事。
- (5) 消防資機材の管理に関する事。
- (6) 救急業務の総括に関する事。

(予防課)

第5条 予防課は、水火災又は地震等の災害による被害の未然防止及び軽減を図るため、次の係を置く。

(1) 予防係

(2) 建築危険物係

2 予防係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 火災予防に関すること。

(2) 消防広報の総括に関すること。

(3) 地域防災力の向上に関すること。

(4) 消防統計に関すること。

(5) 瀬戸防火防災協会連合会に関すること。

(6) 瀬戸市危険物安全協会に関すること。

(7) 瀬戸市自衛消防連絡協議会に関すること。

(8) 瀬戸市少年消防クラブ連絡協議会に関すること。

(9) 瀬戸市婦人消防隊連絡協議会に関すること。

(10) 自警団に関すること。

(11) 予防課の庶務に関すること。

3 建築危険物係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 火災予防査察その他の防火指導の総括に関すること。

(2) 消防法令違反の処理の総括に関すること。

(3) 建築許可等の同意に関すること。

(4) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持管理の指導に関する
こと。

(5) 防火管理業務及び防災管理業務の指導に関すること。

(6) 火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質等の
指導に関すること。

(7) 危険物等の規制及び指導に関すること。

(8) 危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関すること。

- (9) 液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関すること。
 - (10) 煙火の消費許可等に関すること。
 - (11) 宅地開発等における消防用水利施設等の設置の指導に関すること。
- (消防職員)

第6条 消防本部に消防吏員及びその他の職員を置く。

(消防長)

第7条 消防長は、消防監をもって充てる。

(職制)

第8条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の階級欄に掲げる階級の消防吏員をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	階級	職務
消防本部	消防次長	消防司令長	消防長を補佐し、消防長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
課	課長	消防司令長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課	課長補佐	消防司令	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
係	係長	消防司令又は 消防司令補	上司の命を受け、係の事務を整理する。
課	消防士長	消防士長	係長を補佐し、及び上司が命ずる事務をつかさどる。

課	消防副士長	消防副士長	上司の命を受け、事務をつかさどる。
課	消防士	消防士	上司の命を受け、事務に従事する。

- 2 前項に規定するもののほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職は、それぞれ同表の階級欄に掲げる階級の消防吏員又は当該階級に相当する消防吏員以外の職員をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	階級	職務
消防本部	参事	消防司令長	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
消防本部	企画補佐	消防司令長又は消防司令	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
課	主幹	消防司令長	上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。
課	専門員	消防司令又は消防司令補	上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。
課	主査	消防司令補	上司の命を受け、特定の事務を整理する。
課	主任	消防士長	上司の命を受け、特定の事務又は技術をつかさどる。
課	主事	消防副士長	上司の命を受け、事務をつかさどる。
課	主事補	消防士	上司の命を受け、事務に従事する。

- 3 前2項に規定するもののほか、課に次の表の職名欄に掲げる職を置く

ことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする

。

職名	職務
技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
技師補	上司の命を受け、技術に従事する。
技能主査、技能主任、技能副主任、技能員及び技能員補	上司の命を受け、技能を必要とする業務に従事する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、消防本部の組織に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の瀬戸市消防本部組織規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。